

バイク、軽自動車の廃車・譲渡・住所変更手続きは4月1日まで！

バイクや二輪、軽四輪自動車などにかかる軽自動車税は毎年4月1日現在の名義人（所有者）に課税されます。

現在、他人に譲渡したり、転売や下取りに出したりして、実際に車を所有していない場合や、盗難にあった場合でも、4月1日までに名義変更および廃車の手続きをしないと平成23年度分の軽自動車税が課税され、納めなければなりません。年度途中で廃車されても、税金をお返しできないことになっています。

車種	手続き場所	届出に必要なもの
原動機付自転車 小型特殊自動車	市税務課諸税係 (☎ 32・3845) 内線 130	ナンバープレート・ 印鑑（代理人の場合 は両者の印鑑）
二輪の小型自動車 (250cc 超)	徳島運輸支局 (徳島市応神産業団地1番地1) (☎ 050・5540・2074)	ナンバープレート・ 検査証・印鑑（使用者 と所有者の印鑑）など
二輪の軽自動車 (125cc 超～250cc) 三輪の軽自動車 四輪以上の軽自動車	徳島県軽自動車協会 (徳島市応神産業団地1番地4) (☎ 088・641・2010)	ナンバープレート・ 検査証・印鑑（使用者 と所有者の印鑑） など

また、他の市町村へ転出された場合や他の市町村から転入された場合も届出が必要です。名義変更および廃車の手続きをしていない人や住所を変更された人は、4月1日までに、上記の場所で手続きを忘れずにしましょう。

手続きの詳細については、各種手続き先までお問い合わせください。

減免制度があります

身体などに障がいがある人が所有する自動車や、本人運転または家族等の運転で、専ら障がい者のために継続して使用されるものについては、軽自動車税が減免される制度があります。ただし、この減免は普通自動車を含め障がい者一人一台に限りません。

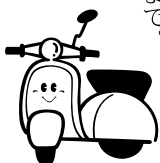
また、減免対象車を乗り替えた場合は、再度申請してください。

軽自動車税の減免申請の受付は、4月25日までとなっています。受付締切日を過ぎるとその年は課税され、次の年度からの減免となりますので注意してください。

障がいの等級などにより該当しない場合もありますので、詳しい内容や手続きは左記までお問い合わせください。

普通自動車税については、東部県税局 自動車税庁舎(☎088・641・2323)まで。

軽自動車税については、市税務課諸税係（市役所1階☎32・3845）まで。



徳島税務署からのお知らせ

お済みですか？ 確定申告

確定申告は、もうお済みですか。

所得税の確定申告と納税は3月15日（火）まで、個人事業者の消費税および地方消費税は3月31日（木）までです。

期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がございますので、ご注意ください。

徳島税務署の申告相談会場は、3月15日（火）まで「アステイトくしま（徳島市山城町東浜傍1）」となっています。

確定申告は大変便利な国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して作成し、郵送か電子申告（e・Tax）でお早め！



国税専門官募集

【受験資格】 昭和57年4月2日～平成2年4月1日生まれの方

【試験の程度】 大学卒業程度

【採用予定数】 全国で約850名

【申込受付期間】 平成23年4月1日（金）～4月14日（木）

お問い合わせは、徳島税務署(☎088・622・4131)まで。